

海外サプライチェーン多元化等支援事業 FAQ（よくあるご質問）

2023年5月22日時点

No.	質問	回答
【1. 事業全般について】		
1	何社程度の採択を予定しているか。	第八回公募での上限件数、下限件数は設けていません。
2	次回の公募はいつになるか。また、今後想定される公募回数は？	今回の結果等を踏まえ、予算の残額がある場合には、令和5年度内に新たな公募を行う可能性はあります。
3	複数の実証、案件可能性調査について申請は可能か。	複数事業の申請は可能です。他方、同一事業を分割して複数案件として申請する場合や、複数社から同一案件をそれぞれ申請する場合などは対象外となります。
4	これまでの公募で不採択となった場合、再度申請することは可能か。	可能です。ただし不採択となった際の公募要領等と変更となっている部分がある可能性もありますので、最新の公募要領等の内容をご確認ください。
5	これまでの公募で採択となった場合、再度申請することは可能か。	実施国、対象製品、対象プロジェクトの内容が異なる等、これまでに採択された事業と別の事業であれば申請可能です。
6	公募説明会は開催しないのか。	公募に関しては説明会の開催の予定はありません。ご質問がある場合は、ウェブサイト上のお問い合わせフォームを用意しております。

【2. 補助対象者について】

1	申請はどんな法人でも可能か。	<p>次の要件を満たす民間事業者及び団体による申請が可能となっております。</p> <p>(1) 日本に拠点及び法人格を持ち、日本における事業実態を有していること。</p> <p>(2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。</p> <p>(3) 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者ではないこと（手続き開始の決定後、再認定を受けている者を除く）。</p>
2	外資系企業による申請は可能か。	<p>公募要領に記載の「2.補助対象者」に記載する要件を満たすものであれば、可能です。</p>
3	メーカーでないと支援対象とはならないのか。	<p>業種がメーカーでなければならないということはありません。ただし、交付規程第3条の通り「アジア地域における生産の多元化等によってサプライチェーンを強化し、日ASEAN経済産業協力関係を強化することを目的」としておりますので、今回募集を行う実証事業と事業実施可能性調査事業は、海外における生産拠点の多元化に向けた設備導入に繋がる取組や、国際的なバリューチェーン全体の効率化や高度化に向けた取組を支援すべく、試験的な設備導入やモデル事業の実施、ビジネスモデルの実施可能性に関する調査等を支援するものが前提となっております。</p>
4	補助対象事業者、補助申請者、補助交付契約者、共同事業実施者の違いを教えてください。	<p>公募要領の「1.事業の目的」に記載の通り、それぞれ次の者を指します。</p> <p>「補助対象事業者」：補助申請に当たった要件を満たす者</p> <p>「補助申請者」：事業への申請を行った者（日本法人）</p> <p>「事業交付契約者」：申請後採択を経て実際に補助を受ける者（日本法人）</p> <p>「共同事業実施者」：補助交付契約者と共に補助対象事業を実施する法人等</p>
5	他の補助金に採択された企業が応募できるか・採択され得るか。	<p>企業の他の事業が、他の補助金に採択されていることは問題ありませんが、申請事業のうち国（独立行政法人等を含む）の助成する他の制度による補助金・委託費等を受けている費用については補助対象外となります。</p>
6	みなし大企業とはなにか。	<p>中小企業基本法においては中小企業と認められるものの、本事業では大企業と同様の補助率を適用する企業です。具体的な要件は公募要領をご覧ください。</p> <p>みなし大企業となった場合、申請区分は大企業区分となり補助率が変わります。</p>
7	コンサルやシンクタンクによる提案は可能か。	<p>コンサルやシンクタンクによる提案も可能ですが、事業化の際に事業を実際することになる事業者が実施体制に含まれていることを要件としています。</p>
8	採択後の申請者及び共同申請者の変更は認められるか。	<p>採択は申請者及び共同申請者の評価を含めて与えられた権利のため、申請者及び共同申請者の変更は原則として認められません。ただし、共同申請者の変更について、交付決定後の計画変更の手続きにより、変更が認められる場合があります。</p>

【3. 補助対象事業について】		
1	ASEAN域外の国・地域を対象とする事業は、対象となり得るのか。	本事業は、ASEAN域外でも対象となり得ます。ただし、日ASEANサプライチェーン強強化が事業の目的であることから、ASEAN 域内への原材料・部品の輸出やサービスの提供等を通じて、日ASEAN のサプライチェーンの強強化に資する事業であることが求められます。
2	生産が集中している製品であるかどうかは、どのように判断したらよいか。	業界統計含む各種統計の資料や、自社における生産拠点の集中度等の資料を用いて判断してください。なお、それらの関連資料等を申請時申請書類の一部として提出してください。
3	生産が集中しているかの度合いについて、何割以上が応募対象となるのか。	基準は設けていません。
4	対象品目、分野に限定はあるか。	対象品目、分野に限定はありません。
5	日ASEANのサプライチェーン強強化に資するかどうかは、どのように判断するのか。	補助申請者からご提出いただいた申請書類・別添資料をもとに、有識者により構成される外部審査委員会により、総合的に判断させていただきます。
6	「当該補助申請対象事業は、令和2年4月7日（「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の閣議決定日）より前に対外発表もしくは事業開始したものでないこと」とは、どのような対外公表を意味するのか。	「補助事業の内容に該当する事業」の実施やその準備に関する一連のプロセス等に関して、自社が対外的に公表した場合が該当します。

【4. 申請書類について】

1	提出すべき書類は何か。	公募要領の「5. 公募期間・応募手続き」中の【提出書類】部分に記載の書類を、ホームページ上のwebフォームから提出してください。なお、webフォームの種類ごとの内容は、当該webフォームのところに「フォーム入力内容」(PDF)の資料を、ご参照ください。
2	補助事業の開始予定日は、申請日を書いて良いのか。	申請日ではなく、実際の事業開始予定日を記入ください。なお、本事業では交付契約以後に発生(発注)した費用のみが補助対象経費となります。交付契約は採択から2か月程度要しますが、提出いただいた書類に不備があるとさらに遅くなる可能性がございます。事業計画は余裕を持ったものを策定してください。
3	申請時に見積書や相見積書の提出は必須か。	申請時に提出は不要です。但し、採択決定後の交付契約の手続きの際に、補助対象経費の金額の妥当性を確認させていただくため、原則として経費概算の証憑となる資料として仕様書、見積書、相見積書等の提出が必要となり、それらが整わない場合は交付契約に至りませんので、採択決定の前の段階から可能な限りご準備いただけますようお願いいたします。
4	決算書類はなぜ必要なのか。必要事項をメモ書きしたもので良いか？	決算書類は正式な書類のコピーを提出ください。 補助申請事業を円滑に遂行可能な経営基盤を有しているか、みなし大企業ではないかなど審査の重要な書類となります。

【5. 補助対象経費の範囲について】		
1	土地・建物の費用は補助対象となるか。	土地・建物の費用は対象ではありませんが、実証場所での土地賃借料は含まれます。補助対象経費については、公募要領「6. 補助対象経費」を参照ください。
2	契約時に申請していた経費と事業開始後の実費に差異が生じた場合はどうすればよいか。	経費区分（添付の経費概算書の人件費、事業費）内の流用は可能です。 経費区分を越えた流用は計画変更承認申請書（交付規程 様式第7-1）が必要です。 なお、各区分への配分額のうち、少ない方の額の20%以内を流用する場合は申請書の届け出は不要です。
3	人件費の算出はどういった方法で行うのか。	人件費については下記のとおり定義しております。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 人件費とは、本事業に従事する者の作業時間に対する給与その他手当を指す。 ■ 人件費は原則として、計算式（人件費 = 時間単価※1 × (作業)時間数※2）により算出する。 時間単価※1：「実績に基づく単価」あるいは「健保等級単価」のいずれかで算出。 時間数※2：本実証事業に従事した分についてのみを計上。 時間数の算出にあたっては、所定様式の業務日誌の作成が必要
4	事業にかかるソフトウェア購入費の他、ソフトウェアの設定作業や仕様変更なども補助対象となるか。	本事業のためのソフトウェア購入費、ソフトウェアの設定や仕様変更費用についても補助対象となります。ただし汎用性のあるものは対象外です。
5	中古設備の購入は補助対象か。	価格設定の妥当性が明確でない中古設備の購入費用は補助対象外となりますが、型式や年式が記載された相見積もりを3者以上から取得している場合等は補助対象となります。詳しくは公募要領をご参照ください。
6	海外にて共同事業実施者が物品等を購入する際にかかる付加価値税（VAT）、現地で輸入に係る関税等の諸税は補助対象となるのか。	輸出入時に課される関税及び設備等の導入国で課されるVATは、対象国における各種税制の利用等を含めた減免の可能性を検討した上で、それが困難な場合は助成対象費用への計上を認めず（減税された結果残った関税等も助成対象費用の対象とします）。補助金受給後にVATの還付が受けられることがわかった場合は、還付された金額を返納する必要があります。 設備等の導入国において対象となる物品等を取得・保有等することに対して課される税（固定資産税等に相当する税）は計上の対象外です。

【6. 事業の実施について】		
1	補助金の前払い・概算払いは可能か。	事業終了後の精算払いのみとなります。
2	採択されたらいつから補助金を得られることができるのか。	補助対象事業が終了し、事務局による確定検査が行われた後、所定の手続きに従って支払いが行われます。
3	補助金の支払いは日本になるのか。	補助金のお支払いは補助交付契約企業の口座（日本に拠点及び法人格を持ち、日本における事業実態を有している企業の口座）のみとなります。
4	補助対象設備を変更しても良いか。また、その際は変更届が必要か。	補助対象設備を変更するためには、事前に事務局の承認を得る必要があります。変更内容によっては補助対象外となることがあります。
5	実証設備等の発注にあたっては、2者以上の見積もりが必須なのか。	原則として2者以上の見積もりが必要です。発注の性質上（守秘義務との関係などを含む。）2者以上の見積もりを取ることが困難な場合は随意契約も可能ですが、その際には発注先を随意契約の対象とする理由書が必要です。理由書においては、調達価格の妥当性についての証明する書類として、価格記載のあるカタログ、調達メーカーが作成した定価証明、過去に同製品を購入した際の支払関連資料等が必要となりますので、予めご注意ください。
6	計画変更承認が必要なのはどのような場合か。	申請内容を変更せず交付申請額の経費区分ごとの配分を変える場合などです。詳細は、「交付規程」の記載を参照ください。
7	補助事業完了時とはいつの時点か。	補助に係る発注・納入・検収・支払い、報告書等すべての事業手続きが完了した日、又は事業完了期限日のいずれか早い方です。
8	補助対象となる事業について、交付決定前に開始していいのか。	交付契約が完了した後に発生した経費のみが対象になります。ただし、補助対象としない設備等の発注は、決定前に行っても構いません。
9	採択されれば、すぐに補助事業を開始して良いか。	採択通知後に所定の手続きをいただき、交付契約が完了した後に発生した経費のみが補助対象となります。なお、交付契約時には、経費の妥当性等の確認のため、経費概算および関連証憑をご提出いただく必要があります。それらの書類に不備があると交付契約に至りません。申請段階で見積書や相見積書などの関連証憑を早めにご準備いただくことをおすすめします。
10	補助対象となる事業について、交付契約前に発注や契約等を開始して良いのか。	交付契約が完了した後に、発注や契約等により発生した経費のみが対象になりますので、補助対象経費に計上している設備等の発注や契約等は、交付契約日以降に開始してください。ただし、補助対象経費に計上していない設備等の発注等は、交付契約前に行っても構いません。
11	採択された後、事業を開始するのは1年後でも良いか。	「補助金採択決定通知書」発出後3ヶ月以内に補助申請者より「交付契約宣誓書」の提出が無い場合は事業参加の意思が無いものと判断し、場合によっては採択決定を取り消しになる可能性もあるため、採択後は速やかに書類の準備に取り掛かっていただく必要があります。
12	補助対象となる各種経費支出にかかる契約はいつから可能か。	発注や契約は、交付契約日以降に行っていただく必要があります。